

# 公益社団法人築上町シルバー人材センター

## 令和6年度 事業計画

### (事業概要)

2024年の元日に発生した能登半島地震は多くの方が命を落とされ、今なお被災者が避難生活を余儀なくされており、心からお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復旧復興を願ってやみません。

さて、令和5年10月から実施されたインボイス制度は、本年度は経過措置として年間を通じて配分金の2%分が消費税としてセンターの負担が増加します。とともに事務手続きも煩雑になり、一層業務の効率化を推進してゆかなければなりません。また昨年5月に公布されたフリーランス新法が本年秋頃に施行される見込みで、これによりシルバーの会員が直接発注者と契約を結ぶ事になり、センターは契約に伴う様々な事務手続きを行うこととなり事務作業量の増加が発生します。これにはデジタル化の推進で対応してゆくため、事務局だけでなく会員も最低限、スマホでのやり取りに慣れてゆかなければなりません。その為にはスマホ教室の開催とSmile to Smileの利用登録を進めてゆきます。

私達のセンターは、築上町において高齢者が生涯現役として生き生きとした生活を楽しめる地域社会づくりに貢献するため、就業開拓提供事業の拡大に努めるとともに、事業の普及啓発活動をさらに推進し「地域に愛され、信頼され、喜ばれるセンター」を目指してまいります。

その為には、法を遵守した就業形態の徹底は勿論の事、必要経費の見直しを行い、事業・財政の適正化・健全化に取り組みます。また、効率を重視した事務局体制に改革・強化し、会員と共に、シルバー事業の拡大に努めてまいります。会員状況については6年3月末時点で前年比マイナス3名と、2年連続で減少しています。今年度に於いては会員拡大に一層注力し夫婦会員や女性会員（シルボンヌ）の拡大に取り組みます。

さらに、介護保険制度の改革に伴う要支援者等の介護予防日常生活支援総合事業も引き続き町との委託契約のもと実施して行きます。また日常の買い物が困難な高齢者の買物支援「わくわく生活向上サロン」では各方面への広報・周知を行いながら利用者の拡大を行います。

また、受託事業だけでなく雇用就労を希望する会員のために、福岡県連合会と連携して派遣事業の拡大推進にも取り組んでまいります。

以上のように、今年度も行政等の関連機関のご支援のもと、シルバー人材センターの基本理念「自主・自立、共働・共助」に基づく事業運営の原点に戻り、会員・役職員一同、一丸となって地域と一体化した公益目的事業を実施してまいります。

(基本方針)

センターが行う事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としたものであり、その事業展開を図るため、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努め、次の事業を実施する。

- 一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

就業開拓提供等事業

(1) 受託事業（一般）

高齢者の就業としてふさわしい地域に密着した仕事を、家庭や民間事業所、官公庁等からセンターが有償で引き受け、これを会員に対して、その能力、希望等に応じて請負・委任という形式により提供する。また、請負・委任になじまない場合は、一般労働者派遣事業で対応する。

就業の提供にあたっては、地域から発注された仕事の情報を可能な限り会員に周知し、その上で的確に就業機会を提供する等、会員の希望、能力に応じて公平に就業機会の提供を行う。また、出来るだけ多くの会員が就業の機会を得られるよう、グループ就業やローテーション就業などを進め、仕事の分かち合いに配慮する。

(実施計画)

雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

- ア、就業開拓及び会員拡大のため、年間を通して会員・役職員により「一人一件の就業開拓、会員拡大運動」を展開する。
- イ、就業機会拡大のため、各委員会の中で、シルバー事業の基盤である就業開拓・会員拡大等について検討するとともに、役員、会員、事務局が一体となって新規発注者と新規会員の掘り起こしを行う。
- ウ、町内の介助を必要とする高齢者宅等への日常生活支援サービスを拡充するため、子育て支援・福祉・家事援助サービス班の活性化を図り、町と連携して介護予防・生活支援総合事業に取り組むとともにワンコイン手助け安心サービスも継続して実施する。

① 令和6年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	実績額
148名	13,000名	82%	68,105千円

② 主な就業分野

- ア、町と連携した介護予防・生活支援総合事業に係る日常生活支援サービス及び軽度生活支援等の福祉・家事援助サービス
- イ、公共施設の除草・清掃等の一般作業
- ウ、個人宅の植木剪定、除草、清掃及び家事援助サービス
- エ、公民館や民間の福祉施設等の受付管理事務
- オ、日常生活に支障のある方等を対象にしたワンコインサービス
- カ、日常の買物に困っている高齢者を対象にした「わくわく生活向上サロン」を実施する。

(2) 独自事業

高齢者の就業機会を広げるため、独自の創意と工夫により、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を創出する事業を実施し、高齢者の生きがいの充実と地域の活性化を図る。

① 実施事業

- ア、町内の新聞紙、雑誌、ダンボール等を収集し、再生業者に販売する資源のリサイクル事業。
- イ、剪定木、刈草等をチップ化し、有機肥料として一般家庭に配付する資源のリサイクル事業。
- ウ、農業用ハウスを借用して、イチゴや野菜を栽培し、地域のふれあい市場や物産館等に出荷するシルバー農園事業は今年の猛暑による苗枯れの為、本年は、育苗のみで定植は行いません。
- エ、プレハブハウス（ひょうたん島）をアンテナショップとして利用し、石焼き芋やイチゴ、野菜等の直売を行うシルバー販売事業。

② 令和6年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	実績額
50名	900名	100%	6,764千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1 職業紹介事業

連合会の職業紹介の事務所として、センター事務所内に連合会築上町実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受け付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施する。

(実施計画)

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲

において就職を斡旋する。また、求人・求職の取り扱いについては、職業安定機関と連携し、雇用情報等の収集・情報交換を行う。

## 2 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会築上町実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施する。

### (実施計画)

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応えるため臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において労働者派遣事業を推進し高齢者の就業機会を拡充・提供する。

労働者派遣事業に係る業務については、連合会と派遣労働契約及び雇用契約について随時事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努め、取り組むものとする。

#### ① 令和6年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率	契約金額
26人	1,800人日	14%	9,500千円

#### ② 主な就業分野

- ア、町の資源再利用施設でのカン、ビンの選別作業
- イ、小学校の送迎バス通学児童の補助業務
- ウ、福祉施設の調理補助業務
- エ、工場内の軽作業

## 三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等（公益目的事業）

### 1 普及啓発事業

シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、町民、事業所に対し本事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の本事業に対する意識啓発を行う。

また、シルバー事業の自立促進のためには、会員の就業機会の更なる拡大が必要であることから、民間企業、家庭及び地方自治体に対する就業の機会の掘り起こしを行う。

さらに、本事業を活性化し、円滑かつ安定的に行うためには、会員の拡大も必要となるため、周知・広報を積極的に行う。

(実施計画)

(1) 広報活動

- ア、ホームページやセンター広報誌等を活用し、シルバー事業の普及啓発・就業開拓を行う。
- イ、町内で開催される各種イベントの場において、センターのリーフレット等を配布して広報活動を行う。
- ウ、シルバー事業の周知と会員拡大のため、事業説明会を開催する。

(2) 社会参加活動

- ア、「シルバー人材センターの普及啓発月間」において、町内の環境美化活動を行う。
- イ、地域社会の「安全・安心まちづくり」を推進するため、豊前警察署と町と連携して、センター車での「青色防犯パトロール」を実施する。
- ウ、行政やボランティア団体等が企画・実施するイベントの支援を行う。

2 安全・適正就業推進事業

安全は、シルバー会員が就業等の活動を通じて社会参加をする上で最も重要な課題であり、「安全はすべてに優先する」「安全なくして就業なし」の理念のもと、会員が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行う。

また、シルバーの就業は「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業」が基本で、今までの就業形態を見直し、より慎重に関係法令遵守して適正な事業運営を促進する。

(実施計画)

(1) 安全就業対策

- ア、「安全・健康対策実施計画」の重点実施項目及び遵守事項の周知徹底により、安全意識の高揚を図る。
- イ、安全・適正就業基準、作業別安全就業基準等を見直し、より実効性のある安全・適正就業対策の強化を図る。
- ウ、安全・適正就業委員及び推進員による就業現場の安全パトロールを年間12回以上実施し、事故防止に繋げる。
- エ、屋外作業のヘルメット着用の厳守、安全防具の着用、作業中看板、作業中三角コーン、除草作業中旗の設置を徹底する。
- オ、危険、有害な作業は受注を禁止とする。
- カ、安全意識の高揚を図り、安全就業を促進するため、安全就業促進大会を年間1回開催する。

キ、事故状況や事故防止対策等を周知・徹底するため安全だよりを年間5回以上発行する。

(2) 適正就業の徹底

ア、長期の継続就業はローテーションによるワークシェアリングで対応する。

イ、混在作業や指揮・命令等が発生すると思われる就業は、福岡県シルバー人材センター連合会と連携し、一般労働者派遣事業や職業紹介事業等で対応する。

3 相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時、就業相談に応じる。

また、入会を希望する高齢者を対象に説明会等を開催する。

(実施計画)

(1) 就業相談の実施

正会員及び地域の高齢者を対象に、随時、来訪や電話等により就業相談を行う。

(2) 入会説明会の開催

入会を希望する高齢者を対象に、毎月1回第3金曜日を基本に随時開催する。開催日時等はホームページ等で周知・公開する。

4 研修・講習事業

高齢者の就業機会拡大のために、会員や地域住民を対象に、就業に必要な知識、技能の習得及び向上を目指し、研修・講習会を実施する。

(実施計画)

技能の向上及び会員の健康管理を目的に次の講習会を実施する。

(1) 機械操作講習会 (年間1回)

(2) 剪定講習会 (年間1回)

(3) 交通安全講習会 (年間1回)

(4) 健康管理講習会 (年間1回)

(5) 調理講習会 (年間1回)

上記の実施については、開催日時・時間、受講者の募集等をホームページや町内無線放送等で周知・公開する。